

円建て、運用実績と運用成果をしっかりと確保する

# FWD円建一時払変額年金



年金原資確定部分付変額年金保険

ラチェット機能付



運用状況確認/保険手続きが  
24時間どこでも簡単にできる  
無料アプリ



Generated by AI

## 契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」、「注意喚起情報」として記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。



- この商品は、FWD生命を引受保険会社とする生命保険です。預貯金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険機構の対象商品とはなりません。
- 特別勘定の運用実績、解約時の市場金利等により、損失が生じることがあります。

将来に向けた年金の準備や運用による資産形成を目指すこと

死亡保障が備わっていること

この保険は上記のご意向をお持ちのお客さまにおすすめの保険です。保障内容がお客さまのご意向に沿っているかご確認ください。

※上記以外の主契約の保障内容や特約等の保障内容等に関しては、募集代理店にお問い合わせください。

変額保険 | 2025年6月作成



オムニ  
オムニ (Omne by FWD) なら  
ご自身の契約の積立金額や解約返戻金額等を  
スマートフォンで簡単に確認できます。

- ・運用状況やユニットプライス等のご確認
- ・各種変更や再発行手続き 等

オムニはこちらの二次元コードより  
24時間・無料\*でダウンロードできます。  
\*通信料はお客さまのご負担となります。



### アフターサービスについて



- ・特別勘定の運用概況・特別勘定のユニットプライス等のご確認
- ・最新の積立利率等のご確認

ホームページ

FWD生命ホームページ  
[fwdlife.co.jp](http://fwdlife.co.jp)



郵送

- ・ご契約内容と運用状況のお知らせ (年1回)
- ・特別勘定資産の内訳・運用実績等のお知らせ (年1回)



電話

各種ご契約者さまお手続き  
総合サービスセンター 0120-211-901(通話料無料)  
受付時間:月-金(祝日・年末年始を除く)9:00-18:00

### 公的年金制度について

年金には国が運営する公的年金と、公的年金を補完するものとして保険会社が運営する個人年金保険等があります。公的年金制度については以下の厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

公的年金について詳しく知りたい方は  
[わたしとみんなの年金ポータル](#)



将来受け取れる年金額を試算してみたい方は  
[公的年金シミュレーター](#)



- FWD生命のお手続きに関する事項や保険契約の諸利率等の各種情報については、FWD生命のホームページをご覧ください。
- ご契約の際には「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」、「保険設計書」をご確認ください。
  - ・「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ず、ご一読のうえ、大切に保管してください。
  - ・ご提案時の定率部分の積立利率、定率部分と運用実績連動部分の割合、年金原資額・積立金額・死亡給付金額等の試算例について、「保険設計書」にてご確認ください。
- 生命保険募集人について
  - ・生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。引受保険会社における生命保険募集人は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する引受保険会社の承諾が必要になります。
  - ・この保険は、変額保険販売資格が登録された生命保険募集人のみが募集することができます。
  - ・生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、下欄の「総合サービスセンター」までご連絡願います。
- 当社委託の生命保険募集人がお客さまから現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。

FWD生命は子ども虐待防止「オレンジリボン運動」を支援しています。



商品の概要を動画で視聴  
することができます。



引受保険会社

FWD生命保険株式会社

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-2-5 日本橋本町二丁目ビル

ホームページ [fwdlife.co.jp](http://fwdlife.co.jp)

総合サービスセンター 0120-211-901(通話料無料)

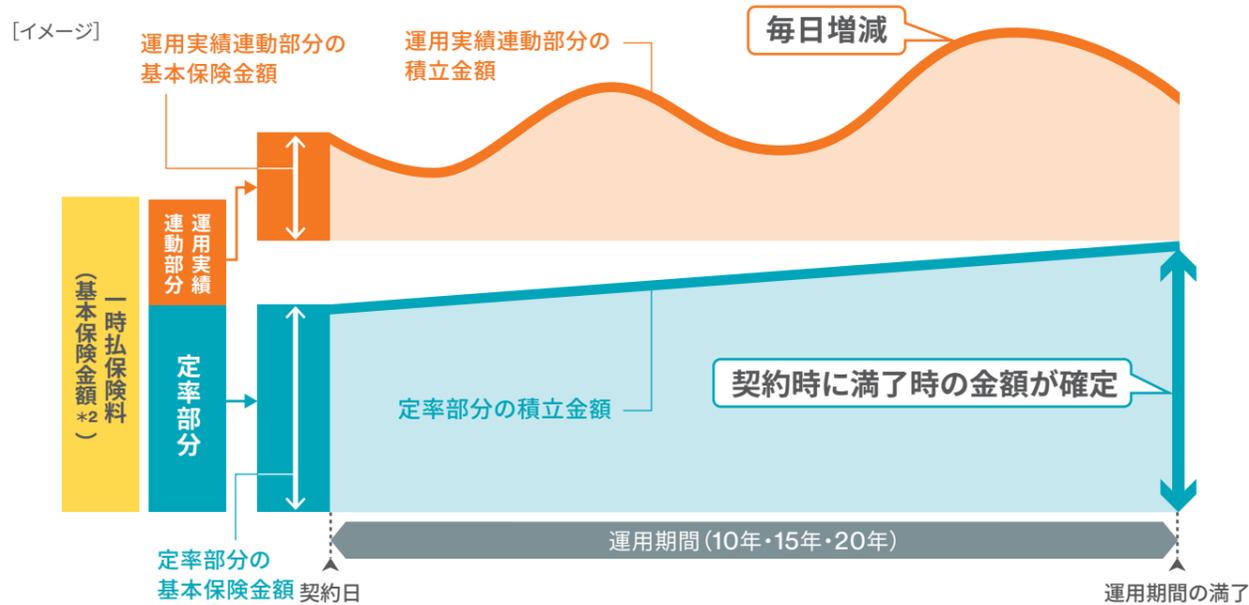
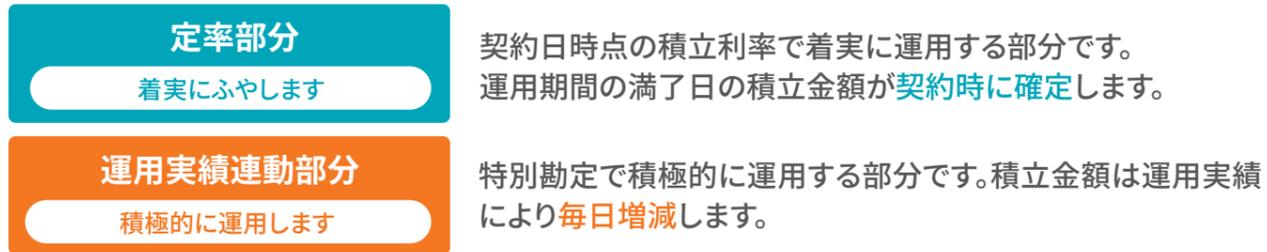
受付時間:月-金(祝日・年末年始を除く)9:00-18:00

募集代理店

# 「ふえる」期待と「へらさない」\*1安心感を円建でかなえられる保険です。

\*1 年金原資額が一時払保険料を下回らないことを指します。なお、この商品では、解約返戻金額等が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

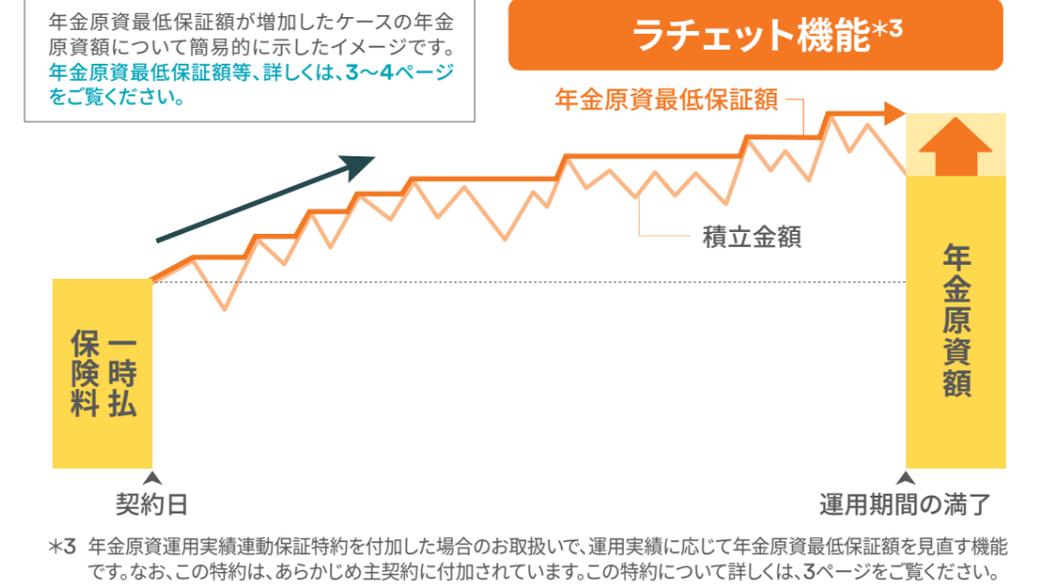
お払込みいただいた保険料を**定率部分**と**運用実績連動部分**に分けて運用します。



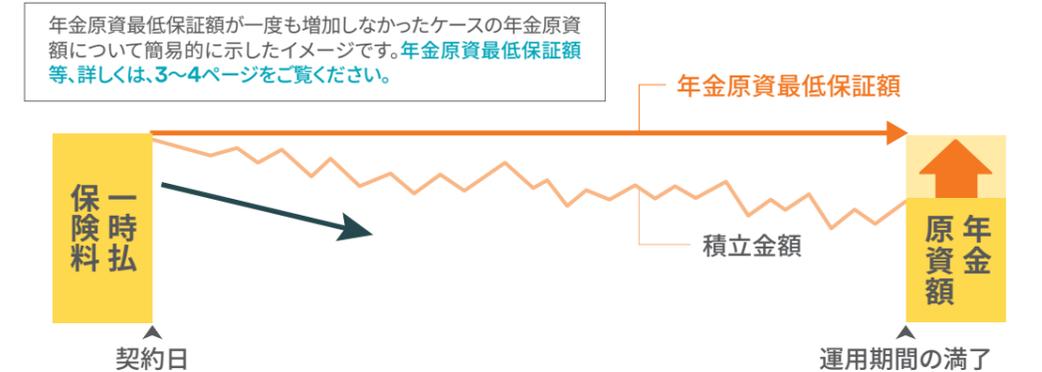
\*2 基本保険金額は、死亡給付金を支払う場合の基準となる金額のことで、一時払保険料と同額となります。  
 ※定率部分の基本保険金額と運用実績連動部分の基本保険金額は、FWD生命所定の計算方法により決まります(お客さま自身で定率部分および運用実績連動部分に充当する金額を指定することはできません)。詳しくは、17ページをご覧ください。



運用実績を自動的に確保する仕組みがあります。



年金原資額は**一時払保険料を下回りません**。



## ⚠ リスクについて

### ■運用実績連動部分の投資リスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額、死亡給付金額、解約返戻金額、年金原資額等が変動(増減)します。
- 株価、金価格、債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

### ■解約する場合のリスクについて

- 定率部分について市場金利の変動に解約返戻金額に反映させるために実績連動部分について投資リスクが解約の際に解約控除がかかること等一時払保険料を下回ることがあり、
- 応じた運用資産の価値の変動を市場価格調整を行うこと、運用あること、契約日から10年未満の理由により、解約返戻金額等が損失が生じるおそれがあります。

## ⚠ 諸費用について

この保険に係る費用は、保険関係費(定率部分の保険関係費および運用実績連動部分の保険関係費)、運用関係費の合計額となります。その他、契約日から10年未満に解約した場合、解約控除がかかります。また、年金支払開始日以後に年金を受け取った場合、定額終身保険移行特約を付加して定額終身保険に移行した場合、所定の費用がかかります。

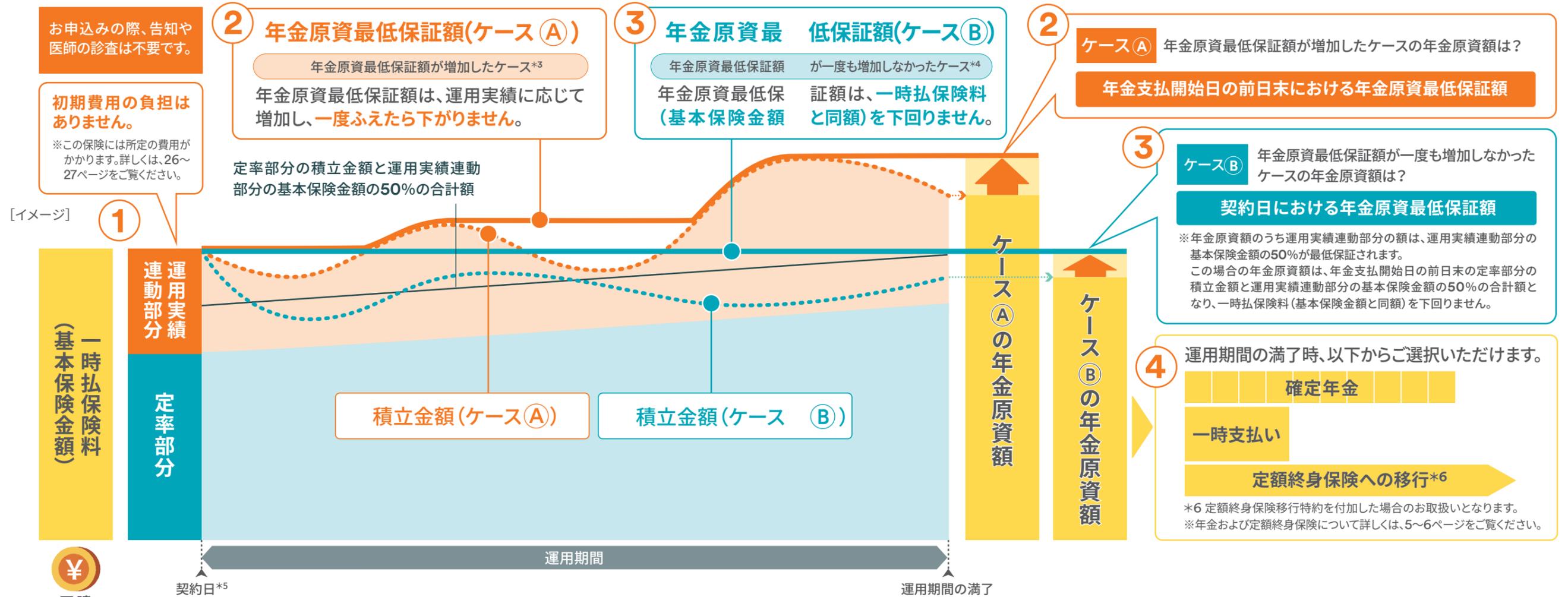
リスクおよび諸費用について詳しくは、26~28ページをご覧ください。

# ¥ FWD円建一時払変額年金の仕組み

【契約年齢\*1】0～80歳 【運用期間\*2】10年・15年・20年 【一時払保険料】200万円～5億円(1万円単位)

\*1 契約年齢0歳は生後15日以上を対象とします。 \*2 年金支払開始日に90歳をこえない範囲となります。  
\*3 金利情勢等によっては、お取扱いできない運用期間がある場合があります。

- 1 定率部分と運用実績連動部分に分けて運用を開始します。
- 2 運用実績に応じて年金原資最低保証額がアップします。  
運用実績を毎日判定 上限なし
- 3 年金原資額は一時払保険料(基本保険金額と同額)を下回りません。  
※運用期間の満了まで契約を継続する必要があります。なお、解約返戻金については、一時払保険料を下回ることがあります。
- 4 年金受取や定額終身保険への移行等よりご選択いただけます。



お申込みの際、告知や医師の診査は不要です。

初期費用の負担はありません。

※この保険には所定の費用がかかります。詳しくは、26～27ページをご覧ください。

2 年金原資最低保証額(ケースA)  
年金原資最低保証額が増加したケース\*3  
年金原資最低保証額は、運用実績に応じて増加し、一度ふえたら下がりにません。

3 年金原資最低保証額(ケースB)  
年金原資最低保証額が一度も増加しなかったケース\*4  
年金原資最低保証額は、一時払保険料(基本保険金額と同額)を下回りません。

2 ケースA 年金原資最低保証額が増加したケースの年金原資額は？  
年金支払開始日の前日末における年金原資最低保証額

3 ケースB 年金原資最低保証額が一度も増加しなかったケースの年金原資額は？  
契約日における年金原資最低保証額  
※年金原資のうち運用実績連動部分の額は、運用実績連動部分の基本保険金額の50%が最低保証されます。この場合の年金原資額は、年金支払開始日の前日末の定率部分の積立金額と運用実績連動部分の基本保険金額の50%の合計額となり、一時払保険料(基本保険金額と同額)を下回りません。

4 運用期間の満了時、以下からご選択いただけます。  
確定年金  
一時支払い  
定額終身保険への移行\*6  
\*6 定額終身保険移行特約を付加した場合のお取扱いとなります。\*年金および定額終身保険について詳しくは、5～6ページをご覧ください。

円建

\*3 特別勘定による運用の開始日以後の積立金額が契約日における年金原資最低保証額を上回ることがあった場合をいいます。  
\*5 特別勘定による運用の開始日は、「申込日から起算して8日目の日」、「FWD生命がご契約のお申込みを承諾した日」、「契約日」※上図はイメージであり、将来の積立金額や年金原資額等を保証するものではありません。

\*4 特別勘定による運用の開始日以後の積立金額が契約日における年金原資最低保証額を一度も上回ることがなかった場合をいいます。のいずれか遅い日(その日がFWD生命の営業日でないときは翌営業日)の翌日となります。

**年金原資運用実績連動保証特約について**

- 契約日における年金原資最低保証額は、「年金支払開始日の前日末における定率部分の積立金額」および「運用実績連動部分の基本保険金額に50%を乗じた額」の合計額となります。この額は、一時払保険料(基本保険金額と同額)を下回りません(詳しくは、11ページをご覧ください)。
- 特別勘定による運用を開始する日から年金支払開始日の前日(運用期間の満了日)まで、定率部分の積立金額と運用実績連動部分の積立金額の合計額を毎日評価し、その合計額が、その日の年金原資最低保証額を上回った場合、その金額を翌日以降の年金原資最低保証額とします。
- 年金原資額は、年金支払開始日の前日末における年金原資最低保証額となります。

**運用期間中の死亡保障について**

運用期間中、被保険者が死亡した場合、死亡給付金をお支払いします。死亡給付金は基本保険金額(一時払保険料と同額)が最低保証されます。

※死亡保障について詳しくは、5ページをご覧ください。

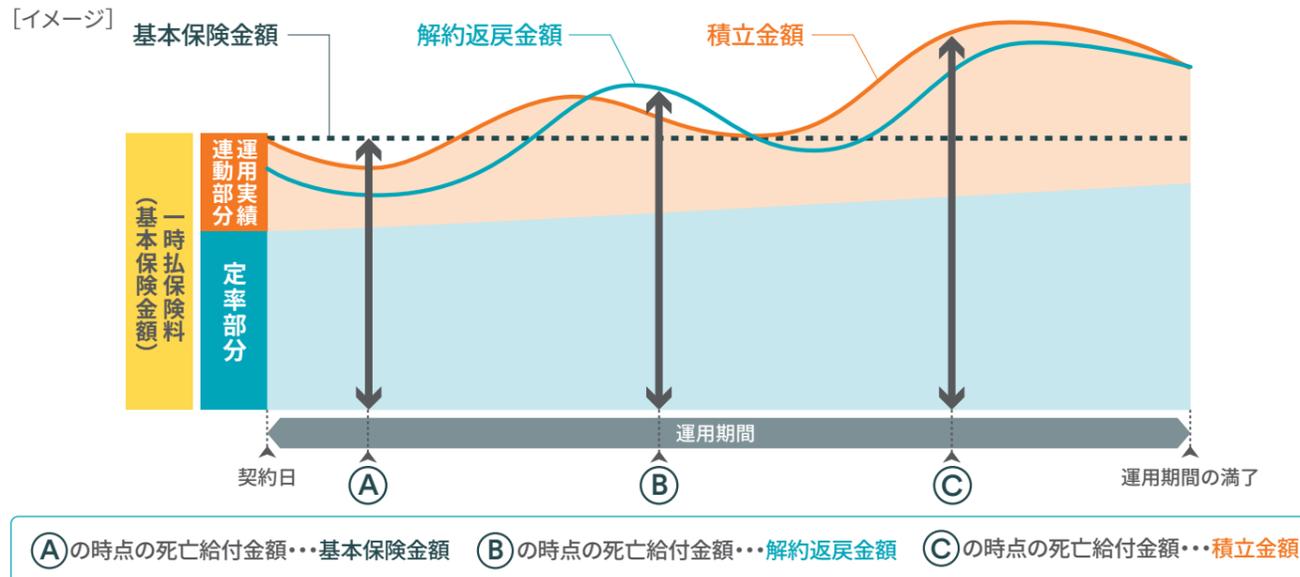
**運用期間中の解約について**

- 運用期間中、いつでも解約することができます。解約した場合、解約返戻金を受け取ることができます(ご契約は消滅します)。
- 解約返戻金額は、解約返戻金計算日(解約請求書を含む必要書類が不備なくすべてFWD生命本社に到達した日の翌営業日)末における積立金額、市場価格調整率および解約控除額に基づいて計算されます。
- ※解約返戻金額は、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。解約について詳しくは、21～22ページをご覧ください。

# 死亡保障について

被保険者が、運用期間中に死亡したとき、死亡した日末の**基本保険金額**、**積立金額**、**解約返戻金額**のいずれか大きい額を死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

死亡給付金額は基本保険金額（一時払保険料と同額）を最低保証します。



# 年金の受取方法について

運用期間の満了後、**確定年金**や**一時金**で受け取ることができます。

- 確定年金 (年金支払期間: 5年・10年)**
- 年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているとき、毎年定額の年金を受け取れます。
  - 年金支払期間中に被保険者が死亡したとき、のこりの年金支払期間の未払年金の現価を年金受取人(年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人)にお支払いします。また、未払年金の現価のお受取りにかえて年金受取人が引き続き年金を受け取ることもできます。

[年金支払期間中に被保険者が死亡し、後継年金受取人が未払年金の現価の受取りにかえて継続して年金を受け取ったケース]  
(設定例) 被保険者・年金受取人: 本人、後継年金受取人: 配偶者、10年確定年金(年金を6回受け取った後、本人が死亡)



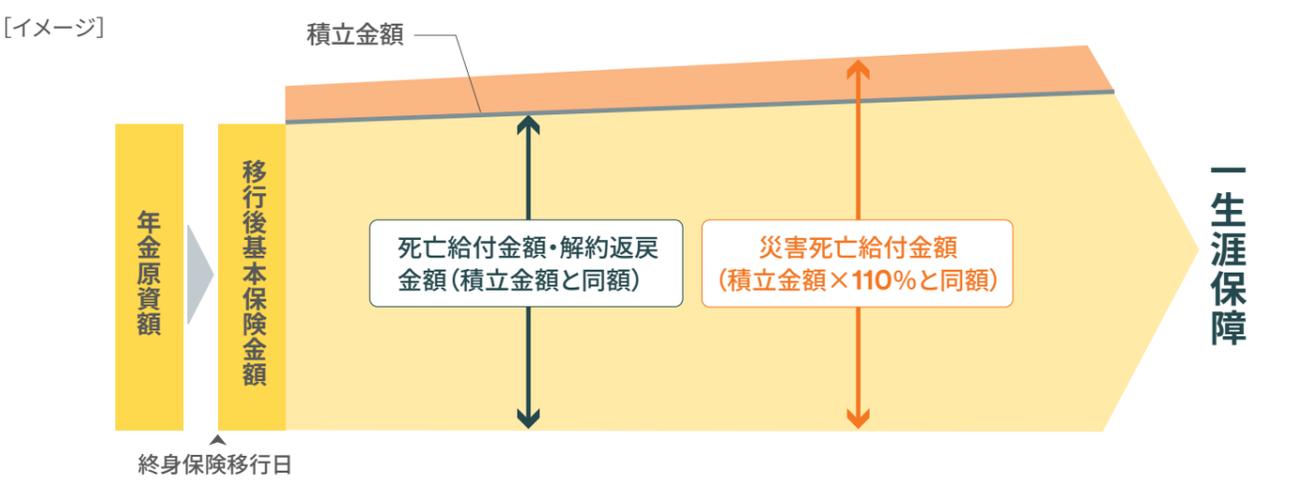
※年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率等(予定利率等)に基づいて算出するため、年金支払開始日まで確定しません。

年金でのお受取りにかえて一時金で受け取ること(年金支払開始日における年金原資額の一部支払い等)もできます。また、年金支払開始日は繰り下げすることも可能です。※年金支払開始日の繰下げについては、25ページをご覧ください。

# 定額終身保険への移行について 定額終身保険移行特約

- 年金支払開始日を移行日(終身保険移行日)として、年金のお受取りにかえて定額終身保険に移行することができます。移行後、積立金額はFWD生命所定の利率(運用期間中の積立利率とは異なります)で積み立てられます。
- 終身保険移行日以後、被保険者が死亡したとき(災害死亡給付金が支払われる場合を除きます)死亡給付金を、被保険者が所定の不慮の事故によるケガまたは所定の感染症を原因として死亡したとき災害死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。
- 終身保険移行日以後、定額終身保険を解約した場合の解約返戻金額は積立金額と同額になります(市場価格調整は行わず解約控除もかかりません)。

災害による死亡の場合には割増しの保障があります。



※死亡給付金、解約返戻金、災害死亡給付金は重複してお支払いしません。  
※契約時または年金支払開始日の前日に限りこの特約を付加することができます。なお、年金支払開始日前に限りこの特約を解約することができます。

## 死亡給付金の非課税枠について

死亡給付金は、契約者と被保険者が同一人で死亡給付金受取人が相続人の場合、以下の金額まで相続税が非課税となります。

死亡給付金の非課税限度額(相続税法第12条) **500万円×法定相続人の数**

例えば法定相続人が配偶者と子2人の場合の非課税限度額は… **500万円 × 3人 = 1,500万円**

<生命保険の効果> 例) 相続財産: 6,300万円、法定相続人: 3人(妻・子2人)

相続財産に死亡給付金が含まれない場合	6,300万円 相続財産	-	4,800万円 基礎控除額	=	1,500万円 課税遺産総額	75万円 相続税額	
相続財産に死亡給付金(1,500万円)が含まれる場合(死亡給付金の非課税枠を活用)	6,300万円 相続財産	-	4,800万円 基礎控除額	-	1,500万円 非課税金額	= 0円 課税遺産総額	0円 相続税額

※相続税額は法定相続分どおりに相続した場合の相続税総額となります。なお、配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用し他の税額控除は考慮していません。また、生前贈与加算はないものと仮定しています。  
※税務上のお取扱いについては、2025年3月1日現在の税制・関係法令等に基づく内容であり将来変更となる場合があります。なお、個別の具体的な税務上の取扱いについては、所轄の税務署、税理士等の専門家にご相談ください。



# 定率部分と運用実績連動部分について

この保険は、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用します。

## 定率部分

契約日時点の積立利率で着実に運用する部分です。運用期間の満了日の積立金額が契約時に確定します。

### 積立利率について

最新の積立利率はFWD生命ホームページ(fwdlife.co.jp)等でご確認いただけます。

所定の指標金利をもとに定めた率から、定率部分の保険関係費率を差し引いて算出します。積立利率は、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日における積立利率が運用期間の満了まで適用されます。

- ・積立利率は定率部分の積立金に適用される利率であり、一時払保険料全体に対する実質的な利回りではありません。
- ・定率部分に適用される積立利率について、お申込みから契約日までの間にお申込み時点とは異なる積立利率が設定された場合、契約日における積立利率が適用されます。また、お申込みに際して交付した保険設計書の記載内容と一部金額等が異なる場合があります。契約日における積立利率に基づく保険設計書の再交付をご希望の場合は、総合サービスセンターまでご連絡ください。

## 運用実績連動部分

特別勘定で積極的に運用する部分です。積立金額は運用実績により毎日増減します。

### 運用方針等について

株式・金および債券を用いて分散運用を行う指数連動債券への投資を行います。なお、市場環境の変動に応じて分散運用の投資配分を切り替え、さらにボラティリティ・コントロールを行うことで、中長期的に安定的な特別勘定資産の拡大を目指します。

特別勘定群の名称	特別勘定の名称	主な投資対象となる指数連動債券	指数スポンサー
特別勘定群 I 型	3資産バランス I 型	マクロ・インサイト戦略連動債券	ゴールドマン・サックス・インターナショナル

株式・・・米国株式先物(為替ヘッジあり)

金・・・金先物(先進国通貨建)

債券・・・米国国債先物(為替ヘッジあり)

### 資産構成および投資戦略について

「リスクオン/リスクオフ シグナル」\*1に基づく『米国株式と金のポートフォリオ』と、「金利トレンド・シグナル」\*1に基づく『米国国債のポートフォリオ』で構成し、10%以下の目標価格変動リスクの実現を目指してボラティリティ・コントロールを行います(ボラティリティ状況に応じて資産が現金等に配分される場合があります)。

\*1 これら2つのシグナルが運用のパフォーマンスを必ずしも向上させる保証はございません。なお、「リスクオン/リスクオフ シグナル」とは、日々各種市場指標を用いて世界の金融市場におけるストレスを測るOFR金融ストレス指数に基づき計算されるシグナルです。OFR金融ストレス指数に関するリスクおよびその有効性の限界については別途「特別勘定のしおり」をご参照ください。

#### 資産バスケット

##### 米国株式と金のポートフォリオ

金融ストレスの高低で配分比率を決定して運用します。



##### 米国国債のポートフォリオ

米国国債(2年・10年)の6・9・12か月の過去の平均リターンに基づいて投資決定します。過去の平均リターンがプラスの場合、米国国債(2年・10年)それぞれにレバレッジ取引\*2を行って運用します。

\*2 レバレッジ取引とは、元の資金よりも多い資金を投資して運用を行う取引です。

10%以下の目標価格変動リスクの実現を目指してボラティリティ・コントロールを行います。

※レバレッジ取引により、損失が大きくなることもあります。

※FWD生命は本債券の戦略の適切性と適合性(パフォーマンス等)を随時レビューします。このレビューには、本債券が参照する指数の構成要素や使用しているシグナル等の戦略全体に対する評価を含みます。また、FWD生命が必要と判断した場合、本債券に対するさまざまな戦略の内容を修正したり、必要に応じて指数自体を変更することがあります。

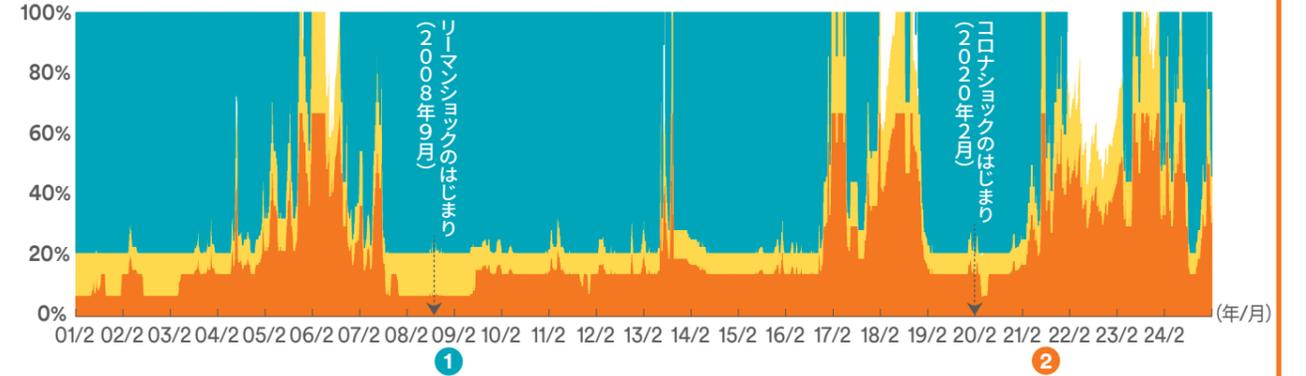
資産運用に関する事項について詳しくは、「特別勘定のしおり」でご確認ください。

## 運用実績連動部分の資産シミュレーション

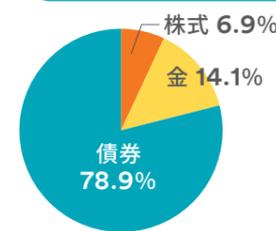
一定のルールに基づき、市場環境の変化にあわせて資産配分比率を見直したり、投資対象資産の運用総額を増減させる\*ことにより大きな収益獲得を目指します。

\* 株式、金、債券の各運用総額を減少させる場合、減らした分は現金等に配分されます。

●資産配分の推移(2001年2月1日~2025年1月31日) 株式(米国株式先物) 金(金先物) 債券(米国国債先物)

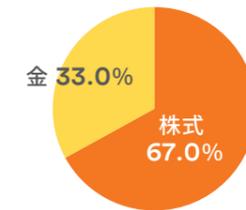


### 1 2009年1月2日の配分比率



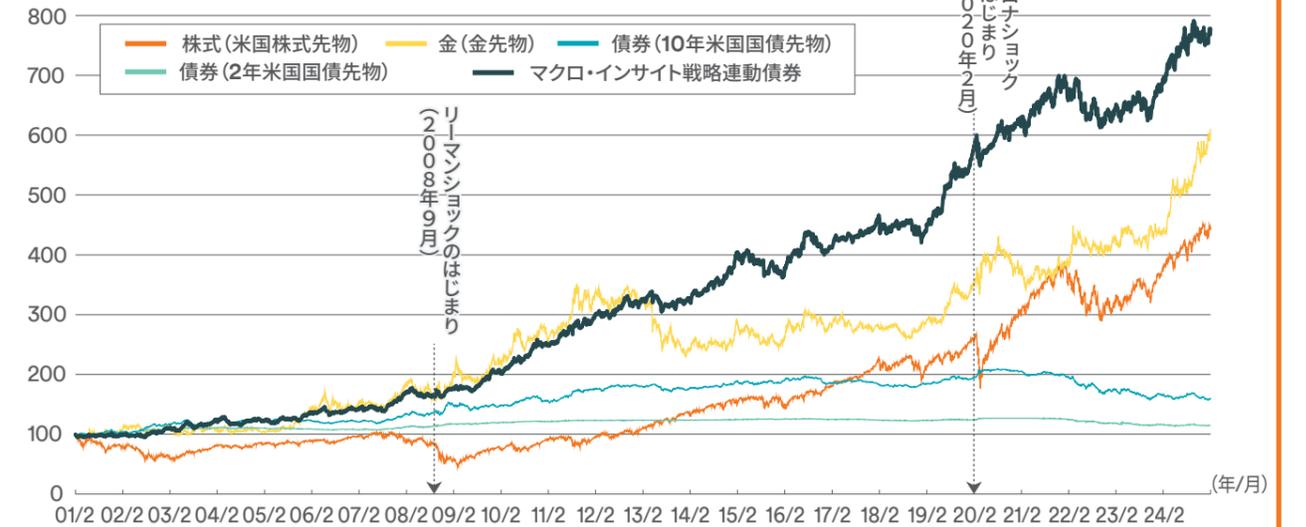
リーマンショックによる市場環境の悪化を受け、資産価格の下落を防ぐために米国株式の配分を引き下げました。

### 2 2021年6月23日の配分比率



コロナショック後の米国の株式市場の好況を受け、米国株式の配分をふやして積極的に収益の獲得を目指しました。

●各資産の価格の推移(2001年2月1日~2025年1月31日) ※2001年2月1日を100として算出



上記シミュレーションは「マクロ・インサイト戦略連動債券」と同じ手法によって運用したと仮定した場合の各資産の資産配分および価格の推移を示したものです。あくまで仮定の数値であり、**FWD 円建一時払変額年金**の実際の運用成果を示したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

「戦略連動債券の価格の推移」  
指数連動債券の参照指数の計算・公表その他の運営にかかる費用(指数値に対して年率0.95%)、および指数の運営・取引にかかる複製費用を差し引いています。複製費用については、事前に水準を確定させることが困難なため、水準を表示することはできません。なお、指数の過去シミュレーションにおける複製費用は、年率0.71%~年率0.15%の範囲で、平均値は年率0.48%でした。(シミュレーション期間:2001年2月1日~2025年1月31日)

# 年金原資額等のシミュレーション

一時払保険料1,000万円、年金原資運用実績連動保証特約付加の場合

！ 運用実績連動部分の積立金額、年金原資額等の数値は「マクロ・インサイト戦略連動債券」と同じ手法によって運用したと仮定した場合のものです。また、定率部分の記載の積立利率は仮定の利率で、実際のご契約に適用される積立利率とは異なります。なお、算出にあたり保険関係費・運用関係費を控除して計算しています。

以下のシミュレーション結果は、実際の運用成果を示したものではありません。また、将来の解約返戻金額等は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。解約する場合のリスクについては、1～2ページをご覧ください。

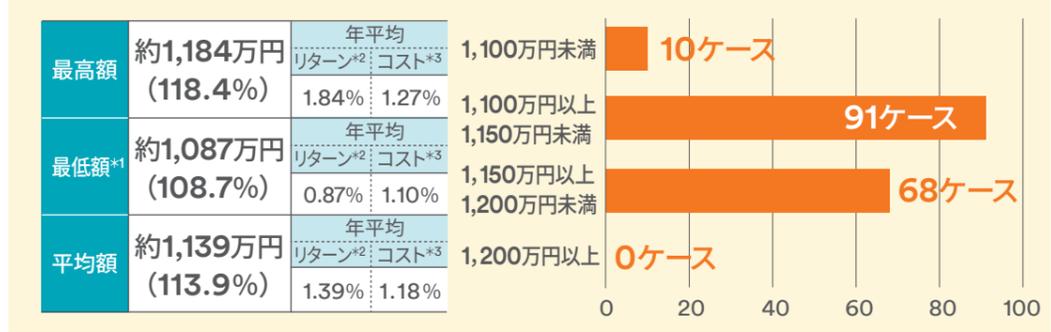
運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## 参考1 年金原資額のシミュレーション(169ケース)

※2001年2月から2015年2月の各月初を繰入日として運用期間の満了まで10年間、運用したと仮定した169ケースを集計し算出しています。なお、下表の( )内は一時払保険料に対する年金原資額の割合となります。

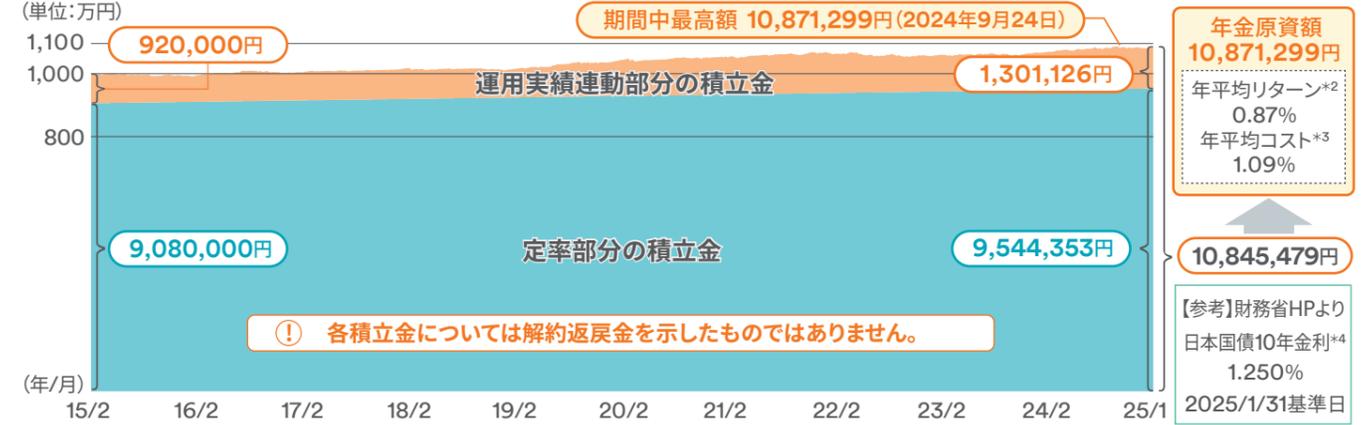
運用期間  
**10年**

積立利率  
**0.50%**



積立金額の推移等を見てもみましょう

## 参考2 積立金額と年金原資額のシミュレーション(1ケース) ※2015年2月1日から2025年1月31日まで運用したと仮定し算出しています。



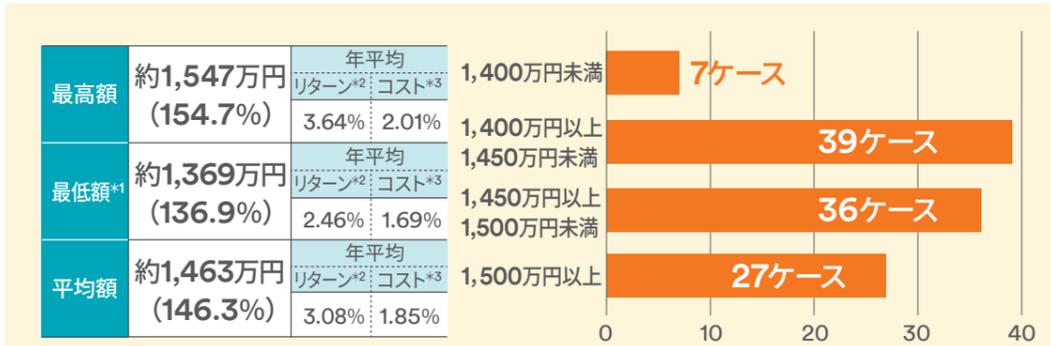
① 各積立金については解約返戻金を示したものではありません。

## 参考1 年金原資額のシミュレーション(109ケース)

※2001年2月から2010年2月の各月初を繰入日として運用期間の満了まで15年間、運用したと仮定した109ケースを集計し算出しています。なお、下表の( )内は一時払保険料に対する年金原資額の割合となります。

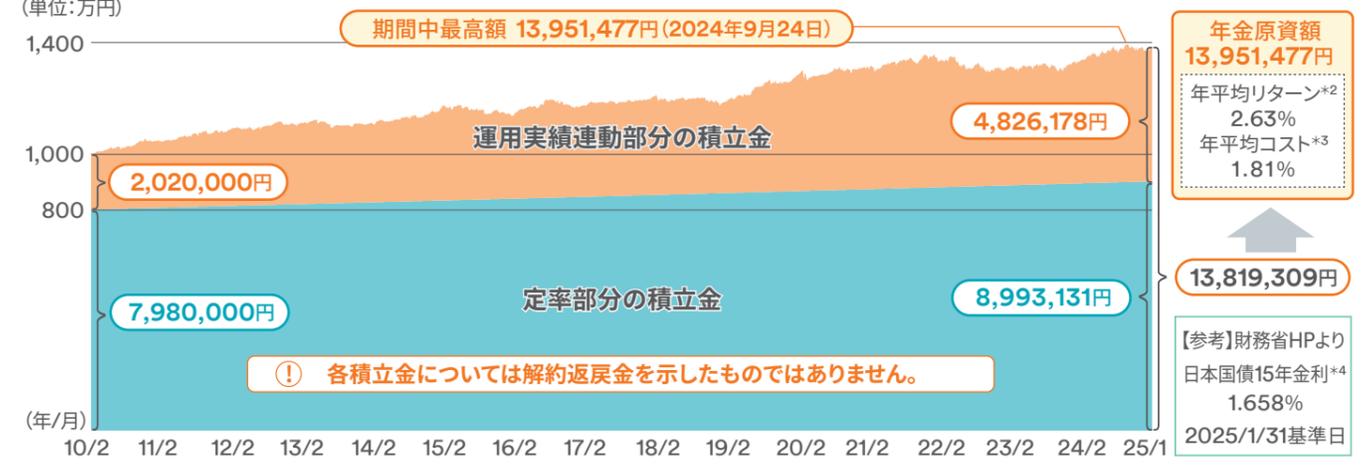
運用期間  
**15年**

積立利率  
**0.80%**



積立金額の推移等を見てもみましょう

## 参考2 積立金額と年金原資額のシミュレーション(1ケース) ※2010年2月1日から2025年1月31日まで運用したと仮定し算出しています。



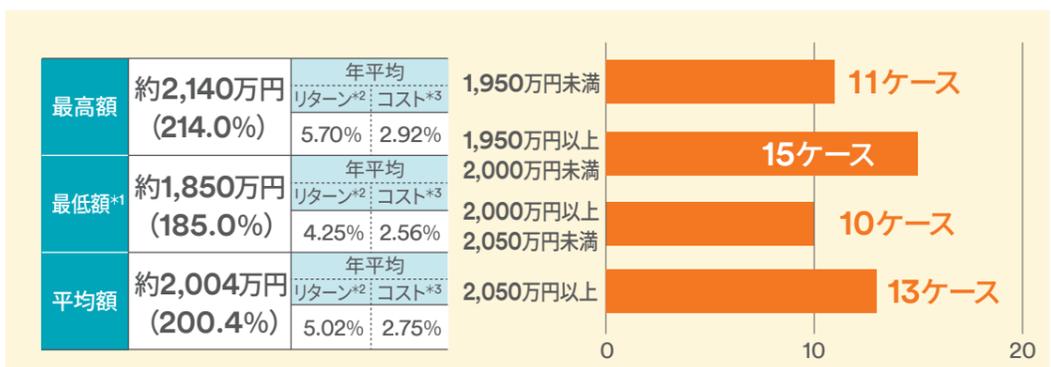
① 各積立金については解約返戻金を示したものではありません。

## 参考1 年金原資額のシミュレーション(49ケース)

※2001年2月から2005年2月の各月初を繰入日として運用期間の満了まで20年間、運用したと仮定した49ケースを集計し算出しています。なお、下表の( )内は一時払保険料に対する年金原資額の割合となります。

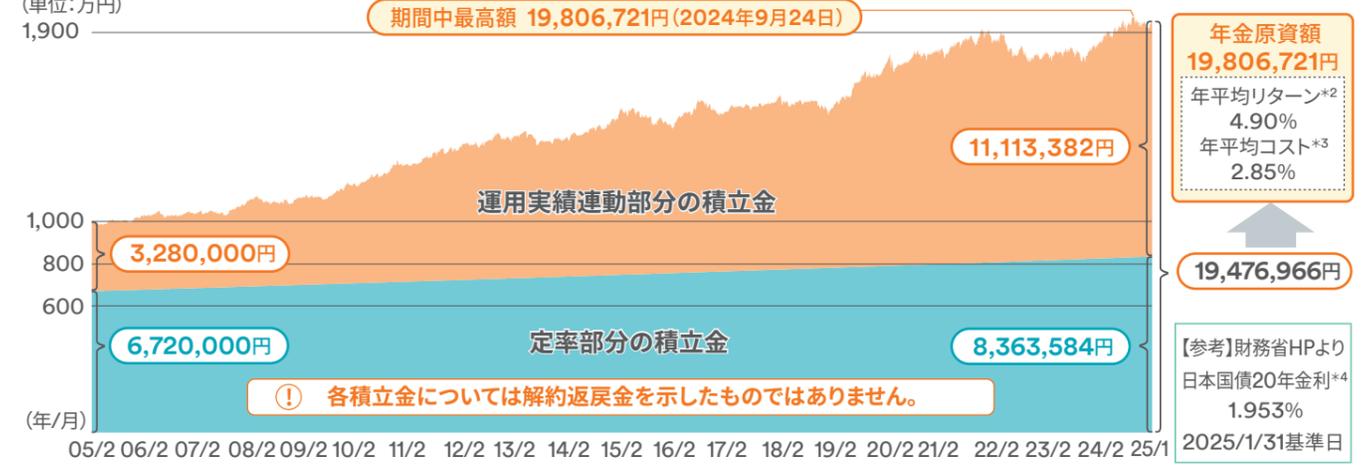
運用期間  
**20年**

積立利率  
**1.10%**



積立金額の推移等を見てもみましょう

## 参考2 積立金額と年金原資額のシミュレーション(1ケース) ※2005年2月1日から2025年1月31日まで運用したと仮定し算出しています。



① 各積立金については解約返戻金を示したものではありません。

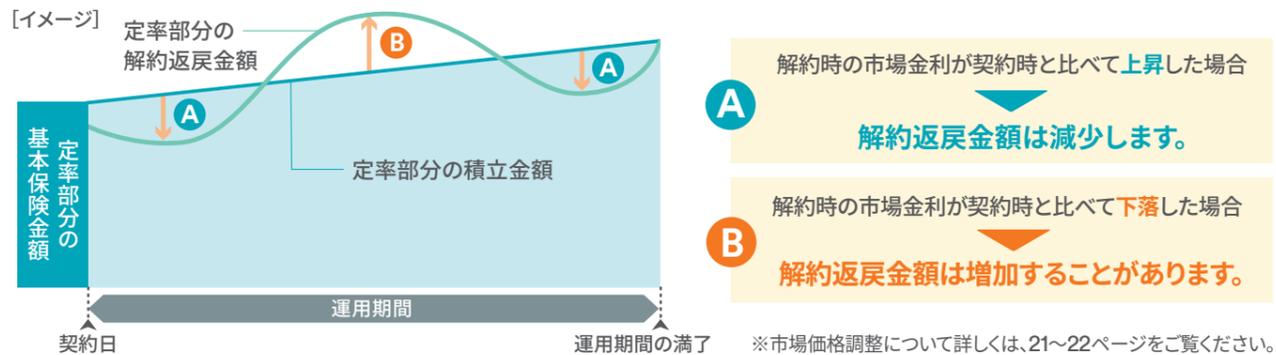
\*1 記載の「最低額」は、シミュレーション結果の数値であり、実際の年金原資額は、「最低額」を下回る可能性があります。なお、年金原資額は一時払保険料を下回りません。 \*2 「年平均リターン」とは、運用期間を通じて得られる収益(コスト控除後)を1年あたりに換算し、それを一時払保険料で除したものです。 \*3 「年平均コスト」とは、運用期間を通じてお客さまに負担していただく費用(費用について詳しくは、26～27ページをご覧ください)を1年あたりに換算し、それを一時払保険料では、運用実績連動部分も運用開始日(契約日)に運用を開始したと仮定し算出しています。実際の運用実績連動部分の運用開始日は、「申込日から起算して8日目

ません。 \*2 「年平均リターン」とは、運用期間を通じて得られる収益(コスト控除後)を1年あたりに換算し、それを一時払保険料で除したものです。 \*3 「年平均コスト」とは、運用期間を通じてお客さまに負担していただく費用(費用について詳しくは、26～27ページをご覧ください)を1年あたりに換算し、それを一時払保険料では、運用実績連動部分も運用開始日(契約日)に運用を開始したと仮定し算出しています。実際の運用実績連動部分の運用開始日は、「申込日から起算して8日目

# Q&A

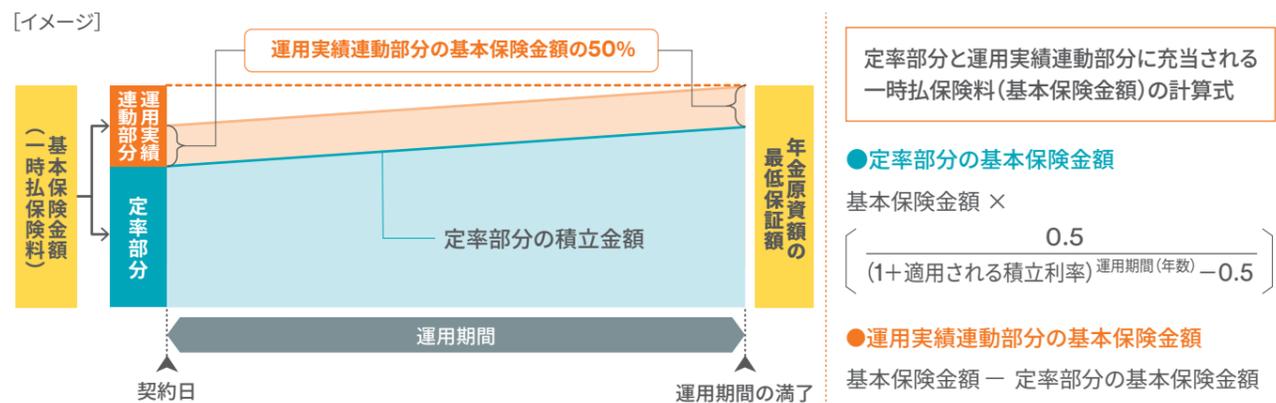
**Q** 解約の際に適用される市場価格調整とは何ですか？

**A** 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させるための手法をいいます。運用期間中に解約する場合、定率部分の積立金額に適用されます。



**Q** 運用実績連動部分の基本保険金額の50%が最低保証されると、なぜ年金原資額が一時払保険料を下回らないのですか？

**A** 「運用期間の満了日の定率部分の積立金額（契約時に確定）」と「運用実績連動部分の基本保険金額の50%（最低保証）」の合計額が、一時払保険料を下回らないように、適用される積立利率と運用期間に基づき定率部分の基本保険金額と運用実績連動部分の基本保険金額を定めているためです。



**Q** 運用実績連動部分(特別勘定)の運用が開始されるのはいつですか？

**A** 次のいずれか遅い日(その日がFWD生命の営業日でないときは翌営業日)の翌日に、一時払保険料のうち運用実績連動部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れ、その日から特別勘定による運用を開始します。なお、定率部分(一般勘定)の運用は契約日より開始されます。

- 申込日から起算して8日目の日
- FWD生命がご契約のお申込みを承諾した日
- 契約日\*

\* FWD生命が一時払保険料(相当額)を受け取った日となります。

# FWD生命について

おかげさまで  
保有契約件数  
**200**万件  
Celebrate living

(2024年7月末時点)

1996年に設立され、28年以上にわたり日本で生命保険を提供し、200万件以上のご契約をお預かりしています。

## ブランドビジョン

人々が抱く“保険”に対する感じ方・考え方を刷新すること

## ブランドスローガン

Celebrate living (人生を讃えよう。)



FWD生命は「人々が抱く“保険”に対する感じ方・考え方を刷新すること」をビジョンに掲げ、1996年8月の創業以来、常にお客さまの視点で考え、シンプルでわかりやすく、独自性豊かな商品・サービスを提供し、2024年7月に保有契約件数200万件を突破しました。今後もFWDグループの一員としてアジアを代表する保険会社になることを目指します。

## ●FWDグループについて



FWDグループは、アジア全域で生命保険事業を展開し、世界で最も成長が著しい保険マーケットを含む、アジアの10の地域で、約1,200万人のお客さまに支持されています。FWDグループは2013年の設立以降、人々が抱く“保険”に対する感じ方・考え方を刷新しています。お客さま目線かつデジタルを活用したアプローチで、革新的な提案、わかりやすい商品、シンプルな各種お手続きを目指します。FWDグループについて詳しくは、www.fwd.comをご覧ください。

1,200万人  
のお客さま  
からの支持

(2024年7月末時点)

# 契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報)

- 「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を契約概要、注意喚起情報として記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。
- 特に、「年金・死亡給付金をお支払いできない場合」、「現在のご契約を解約・減額等して新たなご契約をお申込みにする際の留意事項」等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認のうえお申込みください。



- この商品は、FWD生命を引受保険会社とする生命保険です。預貯金とは異なり、また、元本割れをすることがあります。
- 特別勘定の運用実績、解約時の市場金利等により、損失が生じることがあります。

## もくじ

### 契約概要

	記載 ページ		記載 ページ
1. 引受保険会社について	14	8. 運用実績連動部分における特別勘定の概要とその投資リスクについて	23
2. この保険のしくみについて	14		
3. 定率部分と運用実績連動部分に分けた運用について	17	9. 引受条件について	24
4. 積立利率について	18	10. 契約者配当金について	24
5. 保障内容について	19	11. 年金支払開始日の繰下げについて	25
6. 特約について	20	12. リスクについて	25
7. 解約返戻金について	21	13. 諸費用について	25

### 注意喚起情報

	記載 ページ		記載 ページ
❗ お客さまに負担していただく諸費用について	26	9. 生命保険募集人の権限について	31
❗ リスクについて	28	10. 生命保険会社が経営破綻した場合等	31
1. この商品について	29	11. 現在のご契約を解約・減額等して新たなご契約をお申込みにする際の留意事項	31
2. クーリング・オフ制度について	29		
3. 告知について	29	12. 特別勘定の廃止および特別勘定の廃止にともなう積立金の移転	31
4. 定率部分に適用される積立利率について	30	13. 特別勘定群について	31
5. 保障の開始(責任開始期)・契約日・特別勘定による運用を開始する日	30	14. 特別勘定の特別取扱いについて	32
6. 年金・死亡給付金をお支払いできない場合	30	15. ご相談・ご照会・苦情等の窓口	32
7. ご契約内容等の確認制度について	30	16. 給付金等のご請求について	32
8. 解約返戻金について	31	17. 税務の取扱い	32

## 契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示していません。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますのでご確認ください。

### 1 引受保険会社について

- 商号 FWD生命保険株式会社
- 住所 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-2-5  
日本橋本町二丁目ビル
- 連絡先 総合サービスセンター 0120-211-901(通話料無料)  
受付時間:月-金(祝日・年末年始を除く)9:00-18:00
- ホームページ fwdlife.co.jp

### 2 この保険のしくみについて

#### 基本事項

正式名称	年金原資確定部分付変額年金保険
ペットネーム	FWD円建一時払変額年金

お申込みいただく保険契約のご契約内容等については、保険設計書や申込書等にてご確認ください。

この保険のしくみ

■この保険は、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用し、その運用実績に基づいて、将来の年金原資額、年金額等が変動するしくみの変額年金保険です。

■年金原資額をもとに年金支払開始日に算出された年金額を、あらかじめ選択された年金支払期間にわたってお支払いします。

■積立金額は、定率部分の積立金額および運用実績連動部分の積立金額の合計額となります。

①定率部分について

契約日における積立利率を適用し、運用期間の満了日の積立金額が、ご契約時に確定する部分をいいます。

②運用実績連動部分について

特別勘定で運用し、積立金額がその特別勘定の運用実績により変動(増減)する部分をいいます。

■年金原資額は、一時払保険料(基本保険金額と同額)を下回りません。

■「年金原資運用実績連動保証特約」はあらかじめ主契約に付加されています。(この特約のみの解約はできません。)

●契約日における年金原資最低保証額は、年金支払開始日の前日末における定率部分の積立金額および運用実績連動部分の基本保険金額に50%を乗じた額の合計額とします。

●特別勘定による運用を開始する日から年金支払開始日の前日まで、定率部分の積立金額と運用実績連動部分の積立金額の合計額を、毎日評価します。

●定率部分の積立金額と運用実績連動部分の積立金額の合計額が、その日の年金原資最低保証額を上回った場合、その金額を翌日以降の年金原資最低保証額(評価する日が年金支払開始日の前日のときは、年金支払開始日の前日末における年金原資最低保証額)とします。

●年金原資額は、年金支払開始日の前日末における年金原資最低保証額となります。

●したがって、一度増えた年金原資最低保証額はその後の運用が不調であっても減少することはありません。

\*詳しくは『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

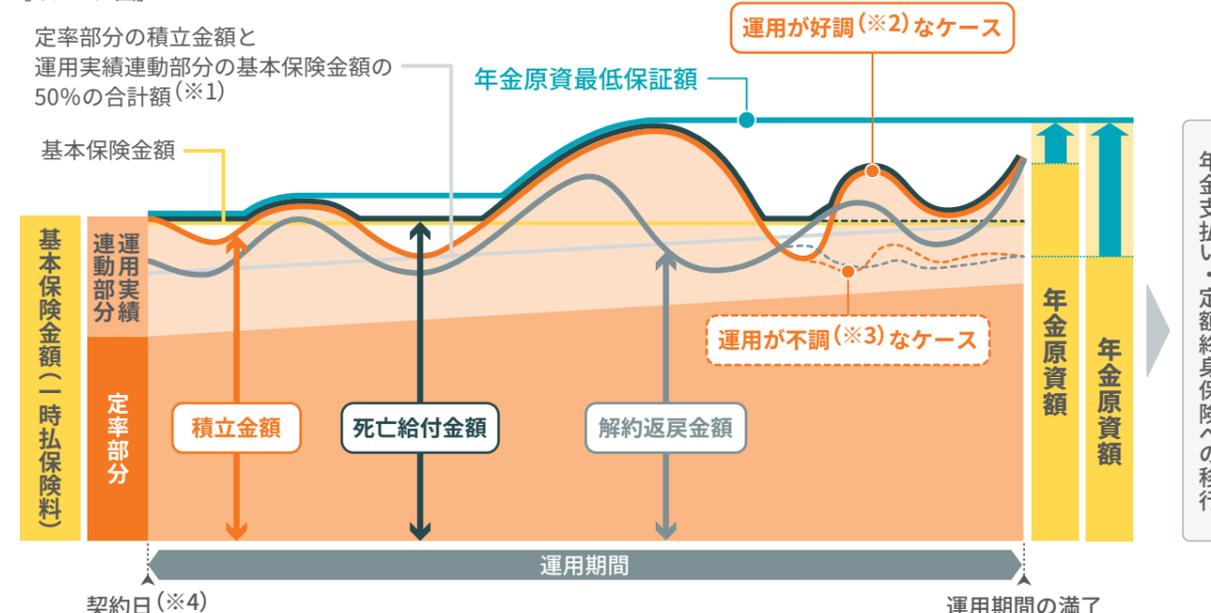
■年金支払開始日において被保険者が生存しているとき、年金支払開始日以後、年金をお支払いします。

■「定額終身保険移行特約」を付加することにより、年金原資額をもとに年金支払開始日を終身保険移行日として、定額の終身保険(以下「定額終身保険」といいます。)に移行できます。

■運用期間中に被保険者が死亡したときは、死亡給付金をお支払いします。

年金原資最低保証額が増加したケース

[イメージ図]



(※1) 「3 定率部分と運用実績連動部分に分けた運用について」もあわせてご確認ください。

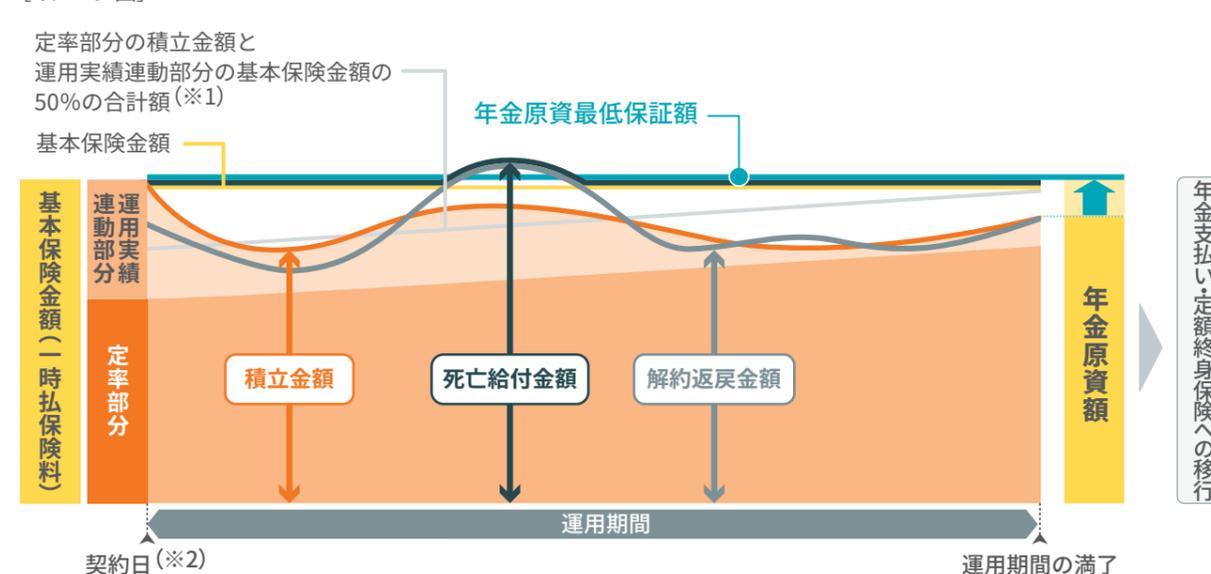
(※2) この図において運用が好調とは、運用期間の満了時の積立金額が契約日における年金原資最低保証額を上回る場合をいいます。

(※3) この図において運用が不調とは、年金原資最低保証額が増加したものの、運用期間の満了時の積立金額が契約日における年金原資最低保証額を上回らない場合をいいます。不調なケースの積立金額・死亡給付金額・解約返戻金額は破線(---)で示しています。

(※4) 特別勘定による運用を開始する日は、「申込日から起算して8日目の日」、「FWD生命がご契約のお申込みを承諾した日」、「契約日」のいずれか遅い日(その日がFWD生命の営業日でないときは翌営業日)の翌日となります。

年金原資最低保証額が一度も増加しなかったケース

[イメージ図]



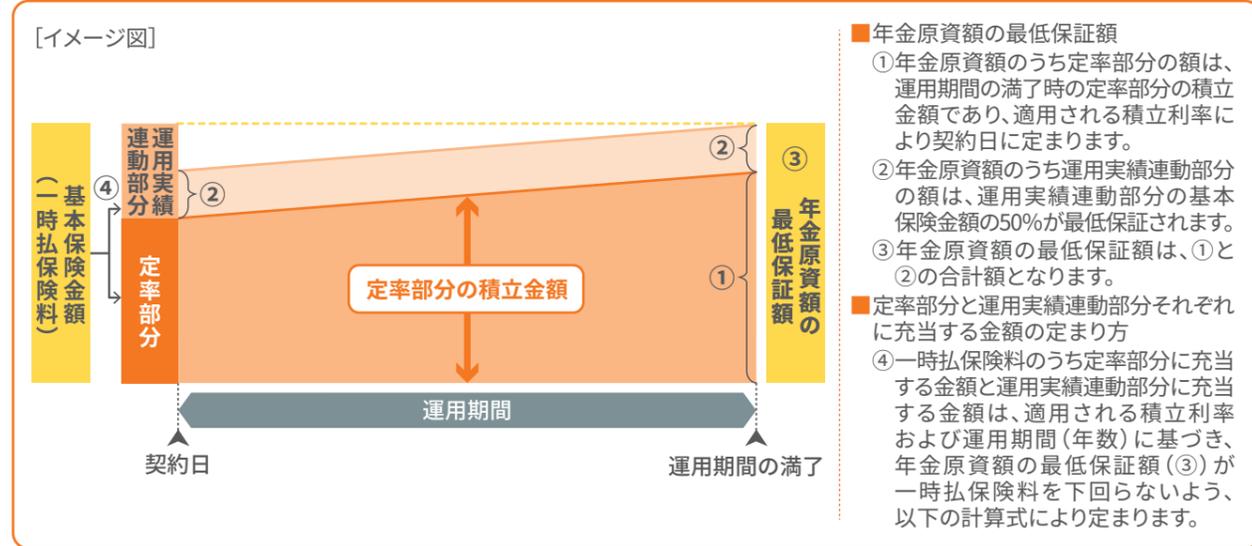
(※1) 「3 定率部分と運用実績連動部分に分けた運用について」もあわせてご確認ください。

(※2) 特別勘定による運用を開始する日は、「申込日から起算して8日目の日」、「FWD生命がご契約のお申込みを承諾した日」、「契約日」のいずれか遅い日(その日がFWD生命の営業日でないときは翌営業日)の翌日となります。

### 3 定率部分と運用実績連動部分に分けた運用について

この保険は、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用します。

#### 年金原資額の最低保証額および定率部分と運用実績連動部分それぞれに充当する金額の定まり方



#### 定率部分

■定率部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち定率部分に充当する金額のことをいい、ご契約に適用される積立利率および運用期間(年数)を用いて計算します。

$$\text{定率部分の基本保険金額} = \text{基本保険金額} \times \left[ \frac{0.5}{(1 + \text{適用される積立利率})^{\text{運用期間(年数)}} - 0.5} \right]$$

\*定率部分の基本保険金額の単位は1円とし、円未満は切り上げます。  
\*定率部分の割合の単位は0.1%とし、端数については小数第2位を切り上げます。

■定率部分の積立金額とは、定率部分の基本保険金額と同額を、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月日数に基づき計算する金額のことをいいます。

#### 運用実績連動部分

■運用実績連動部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち運用実績連動部分に充当する金額のことをいい、基本保険金額から定率部分の基本保険金額を差し引いて計算します。

$$\text{運用実績連動部分の基本保険金額} = \text{基本保険金額} - \text{定率部分の基本保険金額}$$

■運用実績連動部分の積立金額とは、運用実績連動部分の基本保険金額と同額を、特別勘定で運用し、特別勘定資産の運用実績により定まる金額のことをいいます。なお、一時払保険料のうち運用実績連動部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れる日前までは運用実績連動部分の基本保険金額と同額とします。

⚠ 定率部分の基本保険金額と運用実績連動部分の基本保険金額をお客さまが指定することはできません。

#### 定率部分および運用実績連動部分の基本保険金額の計算例

基本保険金額:5,000,000円 運用期間:20年 適用される積立利率:1.20%

<p><b>定率部分の基本保険金額</b></p> $= \text{基本保険金額} \times \left[ \frac{0.5}{(1 + \text{適用される積立利率})^{\text{運用期間(年数)}} - 0.5} \right]$ $= 5,000,000円 \times \frac{0.5}{(1 + 1.20\%)^{20} - 0.5}$ $= 5,000,000円 \times 65.0\% (\text{小数第2位を切り上げ})$ <p><b>3,250,000円</b></p>	<p><b>運用実績連動部分の基本保険金額</b></p> $= \text{基本保険金額} - \text{定率部分の基本保険金額}$ $= 5,000,000円 - \text{3,250,000円}$ <p><b>1,750,000円</b></p>
--	--

### 4 積立利率について

- 積立利率とは、定率部分の積立金に適用される利率のことで、原則として毎月2回(1日と16日)設定されます。
- 契約日における積立利率が、運用期間の満了まで適用されます。

#### 積立利率の設定と適用イメージ



■積立利率の算出にあたっては、指標金利をもとにFWD生命が定めた率から、定率部分の保険関係費率を差し引きます。

計算方法	積立利率 = FWD生命の定める期間における指標金利の平均値 + 調整率 - 定率部分の保険関係費率
指標金利 (下段の表もご参照ください)	所定のインデックス利回り等をもとに算出します。
調整率	市場金利の変動幅等を考慮して、下限および上限(-1.0%~+1.0%)を定めています。
定率部分の保険関係費率	ご契約の締結・維持等に必要となる費用および死亡給付金の最低保証のための費用の率をいいます。

〈指標金利〉

運用期間	指標金利
10年	加重平均インデックス利回り(対象年限10年) + 円10年金利スワップレート - 米ドル10年金利スワップレート + ベーシススワップスプレッド(10年)
15年	加重平均インデックス利回り(対象年限15年) + 円15年金利スワップレート - 米ドル15年金利スワップレート + ベーシススワップスプレッド(15年)
20年	加重平均インデックス利回り(対象年限20年) + 円20年金利スワップレート - 米ドル20年金利スワップレート + ベーシススワップスプレッド(20年)

- 加重平均インデックス利回りとは、Bloomberg USD Senior Industrial/Utility Fixed income bond Index Aの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回りのことをいいます。また、インデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。
- 円金利スワップレートは「円金利スワップレート(固定受け、変動払い(TONA))」、米ドル金利スワップレートは「米ドル金利スワップレート(固定受け、変動払い(SOFR))」です。
- ベーシススワップスプレッドとは、異なる通貨で金利を交換する際に市場で観測される調整率のことをいいます。
- 使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

\***注意喚起情報「4 定率部分に適用される積立利率について」**もあわせてご確認ください。

- この保険は円建ての保険です。
- 指標金利は、上記の米ドル建て債券インデックスの利回り等を用いて、上記の方法により円建て資産に対する固定利回りとして定めます。
- 積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

## 5 保障内容について

### 年金

■年金支払開始日に被保険者が生存しているときに、年金をお支払いします。年金の種類は確定年金とします。

支払事由の概要	支払額	受取人
被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	残余年金支払期間の未払年金の現価 <sup>(※1)</sup>	年金受取人(ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人 <sup>(※2)</sup> )

(※1)未払年金の現価のお支払いにかえて、残余年金支払期間分の年金を継続して受け取ることもできます。

(※2)年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人がすでに死亡しているときまたは後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の法定相続人が後継年金受取人となります。

■年金支払期間は、5年または10年から選択できます。

■年金支払開始日前であれば、ご契約者からのお申し出により、年金支払期間を変更することができます。

### 年金の一括払い

年金支払開始日以後、年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間の将来の年金の全部の支払いにかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括払いを請求することができます。この場合の支払額は、残余年金支払期間の未払年金の現価とします。

### 年金支払開始日における年金原資額の一部支払い

年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、年金(第1回の年金を含みます。)のお支払いにかえて、年金原資額の一部支払いを選択することができます。



- 年金支払開始日以後は、特別勘定での資産の運用は行いません。
- 年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率等(予定利率等)に基づいて算出するため、年金支払開始日まで確定しません。
- 年金原資額、年金支払期間、年金支払開始日の市場環境等の状況によって年金額が10万円に満たない場合、ご契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
- 保険設計書もあわせてご確認ください。

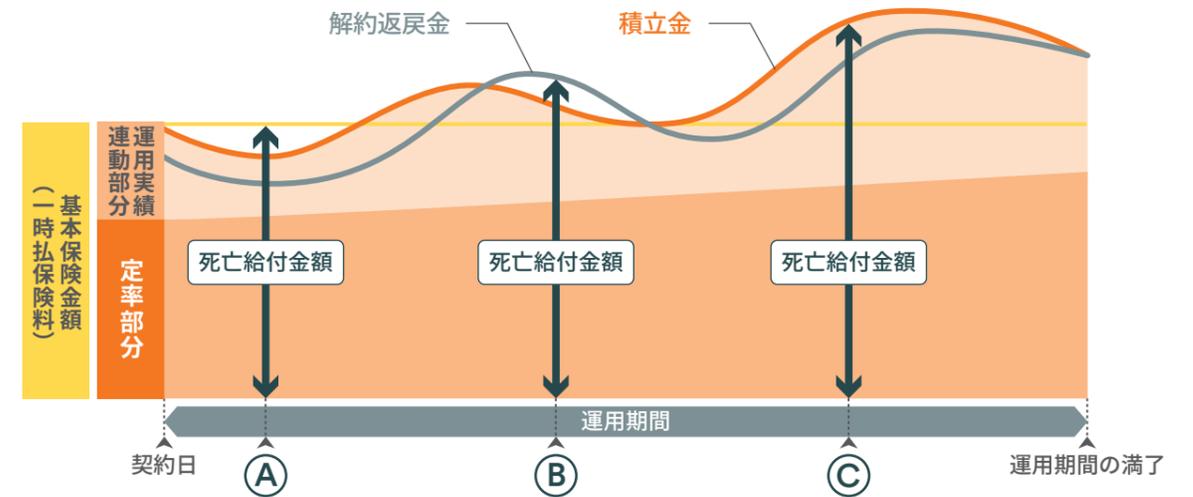
### 死亡給付金

■被保険者が次の事由に該当したときに死亡給付金をお支払いします。

お支払いする給付金	支払事由の概要	支払額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	被保険者が死亡した日末の次のいずれか大きい額 ①基本保険金額 ②積立金額 ③解約返戻金額	死亡給付金受取人

給付金のお支払いには所定の免責事由があります。詳しくは注意喚起情報「6 年金・死亡給付金をお支払いできない場合」および『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

[イメージ図]



①の時点の死亡給付金額…基本保険金額 ②の時点の死亡給付金額…解約返戻金額 ③の時点の死亡給付金額…積立金額

■年金支払開始日を繰り下げ、被保険者が繰下げ期間中に死亡した場合、被保険者が死亡した日における繰下げ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

\*年金支払開始日の繰下げについては、「11 年金支払開始日の繰下げについて」をご確認ください。

■「定額終身保険移行特約」を付加し、定額終身保険へ移行した後の死亡給付金等については、「6 特約について 定額終身保険移行特約」をご確認ください。

## 6 特約について

### 年金原資運用実績連動保証特約

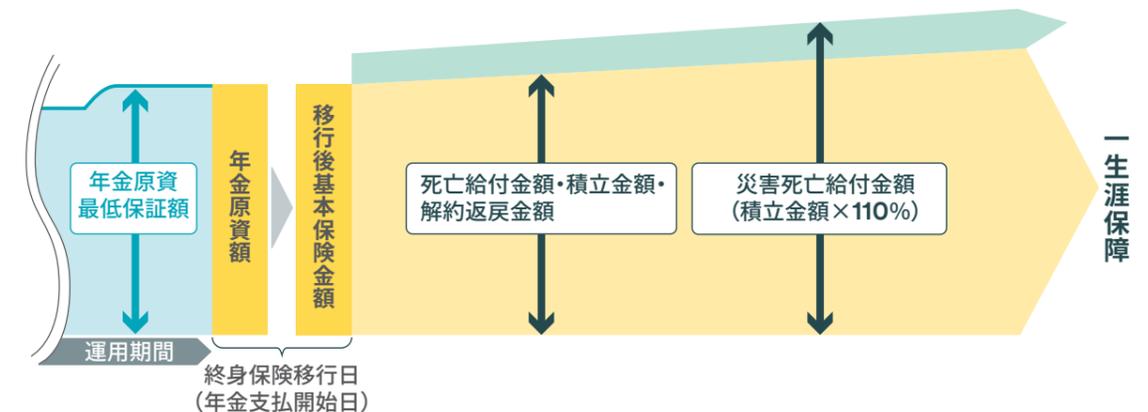
(あらかじめ付加されています。この特約のみの解約はできません。)

この特約については、「2 この保険のしくみについて」をご確認ください。

### 定額終身保険移行特約

- この特約を付加することにより、年金支払開始日(年金支払開始日の繰下げが行われた場合、繰下げ後の年金支払開始日)を終身保険移行日として、定額終身保険に移行することができます。

[イメージ図]



- 契約時または年金支払開始日の前日に限りこの特約を付加することができます。なお、年金支払開始日前に限りこの特約を解約することができます。
- 「移行後基本保険金額」は年金原資額と同額とします。
- 「積立金額」は移行後基本保険金額を基準として、FWD生命の定める方法およびFWD生命の定める利率により積み立てられる金額とします。
- 終身保険移行日以後の解約返戻金額は積立金額と同額で、経過に応じて計算した金額となります。(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません。)
- 終身保険移行日以後、被保険者が次の事由に該当したときに死亡給付金または災害死亡給付金をお支払いします。

お支払いする給付金	支払事由の概要	支払額	受取人
死亡給付金	被保険者が死亡したとき(ただし、災害死亡給付金が支払われる場合を除きます。)	被保険者が死亡した時の積立金額	主契約の死亡給付金受取人
災害死亡給付金	被保険者が次のいずれかに該当したとき ①終身保険移行日以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき ②終身保険移行日以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡したとき	被保険者が死亡した時の積立金額×110%	

給付金のお支払いには所定の免責事由があります。  
詳しくは[注意喚起情報「6 年金・死亡給付金をお支払いできない場合」](#)および『[ご契約のしおり・約款](#)』をご確認ください。

## 7 解約返戻金について

### 解約について

- ご契約者は、年金支払開始日前であれば、いつでも解約することができます。
- 解約した場合には、解約返戻金をお支払いし、ご契約は消滅します。
- 解約返戻金額は、解約返戻金計算日(解約請求書を含む必要書類が不備なくすべてFWD生命本社に到達した日の翌営業日)末における積立金額、市場価格調整率および解約控除額に基づいて、次の算式により計算します。

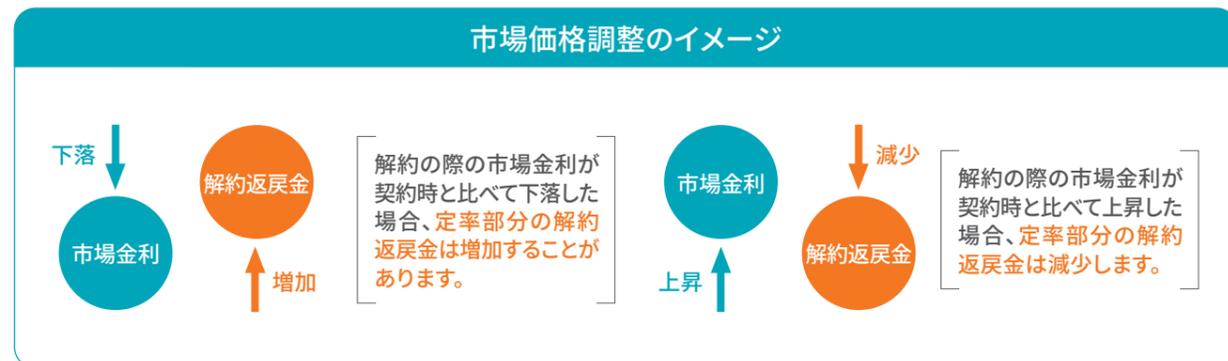
$$\text{解約返戻金額} = \left[ \text{定率部分の積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \right] + \text{運用実績連動部分の積立金額} - \text{解約控除額}$$

\*[注意喚起情報「8 解約返戻金について」](#)もあわせてご確認ください。

### 市場価格調整について(定率部分の積立金額に適用されます)

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させるための手法のことをいいます。この手法により、解約の際の市場金利に応じて定率部分の価値が変動し、解約返戻金額が増減します。

\*「市場金利」の水準に基づいて、解約返戻金額の計算に適用する「市場価格調整率」が算出されます。



- 市場価格調整率は、次の算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率}(\ast 1)}{1 + \text{解約返戻金計算日の市場価格調整用利率}(\ast 2) + 0.10\%} \times \frac{\text{残存月数}(\ast 3)}{12}$$

- (※1)「適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率」とは、解約返戻金計算日にご契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。
- (※2)「解約返戻金計算日の市場価格調整用利率」とは、解約返戻金計算日にご契約の一時払保険料をFWD生命が受領し、ご契約と同一の運用期間が指定された新たなご契約を締結すると仮定した場合に、FWD生命の定める方法により計算される、その新たなご契約に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。
- (※3)「残存月数」とは、運用期間の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

\*解約返戻金額の計算に用いる利率を設定する時期(原則として毎月1日と16日)と解約返戻金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、市場価格調整率においてFWD生命の定める率(0.10%)を設定しています。このため、適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率と解約返戻金計算日の市場価格調整用利率が同一であっても、解約返戻金計算日における定率部分の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

### 定率部分の積立金額に対して控除される率の例(市場価格調整率の例)

適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率と解約返戻金計算日の市場価格調整用利率が1.00%の場合

運用期間の満了日までの残存年数	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
控除される率の例	1.96%	1.86%	1.77%	1.67%	1.57%	1.47%	1.38%	1.28%	1.18%	1.08%

運用期間の満了日までの残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
控除される率の例	0.98%	0.89%	0.79%	0.69%	0.59%	0.49%	0.40%	0.30%	0.20%	0.10%

- 「定額終身保険移行特約」を付加し、定額終身保険へ移行した後は、市場価格調整を行いません。

### 解約控除額

- 解約控除額は、次の算式により計算されます。

$$\text{解約控除額} = \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率}(\ast)$$

(※)解約控除率については[注意喚起情報「お客さまに負担していただく諸費用について 解約控除率」](#)をご確認ください。

- 「定額終身保険移行特約」を付加し、定額終身保険へ移行した後は、解約控除はかかりません。



- 市場価格調整および解約控除により、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返戻金額は一時払保険料を大きく下回ります。
- 上記の具体的な金額例については、『[ご契約のしおり・約款](#)』をご確認ください。

## 8 運用実績連動部分における特別勘定の概要とその投資リスクについて

■以下の指数連動債券を主たる投資対象として運用を行います。詳しくは『特別勘定のしおり』をご確認ください。

特別勘定群の名称	特別勘定群 I 型
特別勘定の名称	3資産バランス I 型
主な投資対象となる指数連動債券	マクロ・インサイト戦略連動債券
指数スポンサー	ゴールドマン・サックス・インターナショナル
特別勘定の運用方針	株式・金および債券を用いて分散運用を行う指数連動債券への投資を行います。なお、市場環境の変動に応じて分散運用の投資配分を切り替え、さらにボラティリティ・コントロールを行うことで、中長期的に安定的な特別勘定資産の拡大を目指します。

\*参照指数はゴールドマン・サックス・インターナショナルの独占的財産です。FWD生命は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルよりこの保険のために参照指数の使用に関するライセンスを得ています。

\*参照指数はアクティブ運用型ではなく、設定されたパラメーターの範囲内で運営され、指数スポンサーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルは、限られた場合を除き、通常、参照指数の運営に関していかなる裁量も行使せず、また参照指数に関していかなる受託者責任も有していません。

\*この保険は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルまたはそのいかなる関連会社(総称して以下「ゴールドマン・サックス」)からも、スポンサー、承認、販売、保証、引受、販売促進されていません。ゴールドマン・サックスは、この保険についていかなる表明または保証も行いません。

■運用実績連動部分の主な投資リスクは次のとおりですが、この他にも投資リスクがあります。詳しくは『特別勘定のしおり』をご確認ください。

価格変動リスク	実質的に米国株式先物、金先物、米国国債先物を投資対象とするため、関連する市場の価格変動により指数連動債券価格が下落し、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	公社債等の価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式や債券等の発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化等により、資産価値が減少することがあります。
流動性リスク	流動性の低い市場は、流動性の高い市場よりも大きな価格変動となる傾向があります。これにより、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化等の要因により、資産価値が減少することがあります。

■特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を運用実績連動部分の積立金額の変動(増減)に反映させます。

■特別勘定資産の評価方法は次のとおりとします。ただし、この評価方法は、将来変更することがあります。

- 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準ずる扱いが適当とされる資産は、時価評価します。
- 上記以外の資産については、原価法によるものとします。

\*為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

\*詳しくは『ご契約のしおり・約款』『特別勘定のしおり』をご確認ください。

## 9 引受条件について

基本保険金額 (一時払保険料)	最低	200万円
	最高	5億円
	単位	1万円
保険料払込方法		一時払のみ(FWD生命指定の金融機関口座へのお振込み)
契約年齢	運用期間10年	0歳～80歳
	運用期間15年	0歳～75歳
	運用期間20年	0歳～70歳
年金支払開始年齢		10歳～90歳
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人 後継年金受取人		被保険者の配偶者または原則2親等以内の親族から指定 *後継年金受取人は1名のみで被保険者も指定できます。
指定代理請求人		ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1名指定できます。
基本保険金額の増額・減額		取り扱いません。
契約者貸付		取り扱いません。
年金原資運用実績連動保証特約		●この保険は、あらかじめ年金原資運用実績連動保証特約が付加されています。 ●年金原資運用実績連動保証特約のみの解約はできません。

\*契約年齢0歳は、生後15日以上を対象とします。

\*金利情勢等によっては、お取扱いできない運用期間がある場合があります。

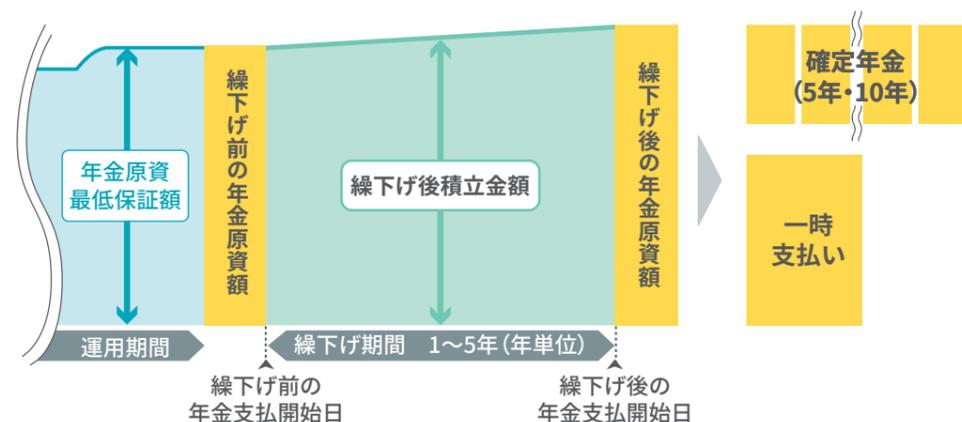
## 10 契約者配当金について

この保険には、契約者配当金はありません。

### 11 年金支払開始日の繰下げについて

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を年単位で繰り下げることができます。
- 繰下げ期間は1年から5年、繰下げ期間の満了日は、被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 繰下げ前の年金原資額と同額を、繰下げ前の年金支払開始日におけるFWD生命の定める利率で積み立てます。(積み立てられる金額を「繰下げ後積立金額」といいます。)
- 繰下げ後の年金額は、繰下げ後の年金支払開始日の前日における繰下げ後積立金額を年金原資額として、繰下げ後の年金支払開始日における基礎率等(予定利率等)に基づいて算出されます。
- 繰下げ期間中の解約返戻金額は、繰下げ後積立金額と同額です。(市場価格調整は行わず、解約控除もかかりません。)

[イメージ図]



### 12 リスクについて

この保険は、株価、金価格、債券価格、為替、解約時の市場金利の変動等によって損失が生じるおそれがあります。詳しくは[注意喚起情報「リスクについて」](#)をご確認ください。

### 13 諸費用について

この保険には、お客さまに負担していただく諸費用があります。詳しくは[注意喚起情報「お客さまに負担していただく諸費用について」](#)をご確認ください。

## 注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますのでご確認ください。

### ！ お客さまに負担していただく諸費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。  
なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

#### ■運用期間中

##### ①定率部分における費用

ご契約の締結・維持等に必要な費用および死亡給付金を最低保証するために必要な費用等(保険関係費)であり、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。保険関係費率は契約日および運用期間等によって異なることがあるため、一律には記載できません。

##### ②運用実績連動部分における費用

項目	費用	時期
<b>保険関係費</b> (ご契約の締結・維持等に必要な費用、死亡給付金の最低保証、運用実績連動部分の年金原資額の最低保証、年金原資最低保証額を確保するために必要な費用)	特別勘定の資産総額に対して年率2.90%	左記の年率の1/365を運用実績連動部分の積立金から毎日控除します。
<b>運用関係費</b> (特別勘定の運用にかかわる費用)	特別勘定の資産総額に対して年率0.20%	

\*上記の費用以外に、特別勘定が主な投資対象とする指数連動債券の参照指数に対して次の費用がかかります。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、ユニットプライスに反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

- ①指数連動債券の参照指数の計算・公表その他の運営にかかる費用：指数値に対して年率0.95%
- ②複製費用：指数の運営・取引にかかる費用となります。複製費用については、事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。

■解約をした場合の費用

項目	費用	時期
解約控除(※) (運用期間中にご契約を解約する場合に必要な費用)	基本保険金額に、運用期間ごとに契約日からの経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額 *解約控除率は下表参照	ご契約の解約等の際に控除します。

(※)契約日からの経過年数が10年以上の場合はかかりません。

解約控除率

運用期間	契約日からの経過年数									
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
10年	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%
15年	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%
20年	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

\*定額終身保険への移行後に解約した場合、解約控除はかかりません。

■年金支払期間中の費用

項目	費用
年金管理費 (年金支払管理に必要な費用)	支払われる年金額に対して0.23%

\*年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。

\*年金支払開始日以後は、年金支払開始日時点の費用の率が年金支払期間を通じて適用されます。

■終身保険移行日以後の費用

「定額終身保険移行特約」を付加して定額終身保険に移行する場合、移行後の積立利率の計算にあたって、災害死亡給付金の支払いや保険契約の維持等に必要な費用の率をあらかじめ差し引きます。

\*上記の費用は、終身保険移行日等によって異なることがあるため、一律には記載できません。

❗ リスクについて

この保険には、以下のようなリスクがあり、損失が生じる可能性がありますので、必ずご確認ください。

■運用実績連動部分の投資リスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額、死亡給付金額、解約返戻金額、年金原資額等が変動(増減)します。
- 株価・金価格・債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、FWD生命または生命保険募集人等の第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については『[契約概要](#)』『[ご契約のしおり・約款](#)』『[特別勘定のしおり](#)』に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。

■解約する場合のリスクについて

定率部分について市場価格調整(契約概要「[7 解約返戻金について 市場価格調整について\(定率部分の積立金額に適用されます\)](#)」をご確認ください。)を行うこと、運用実績連動部分について投資リスクがあること、解約の際に解約控除がかかること等の理由により、解約返戻金額等が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

## 1 この商品について

この商品はFWD生命を引受保険会社とする生命保険であり、預貯金とは異なります。

## 2 クーリング・オフ制度について

### ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

■申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます。)は「ご契約の申込日」または「注意喚起情報の書面または電磁的記録を受け取った日」のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内**(土日、祝日、年末・年始等の休日を含みます。)であれば、書面または電磁的記録(※)のいずれかによりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)ができます。

(※)電子情報処理機器(パソコン・タブレット・スマートフォン等)を使用して、FWD生命ホームページにアクセスしてお申出いただく方法です。

■「お申込みの撤回等」のお申出の発信時に保険金・年金・給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、「お申込みの撤回等」のお申出の発信時に、申込者等が保険金・年金・給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

■お申込みの撤回等があった場合には、FWD生命は、お払込みいただいた金額を申込者等に全額返還します。

### お申出方法

#### ■書面による場合

- 郵便により、総合サービスセンター宛にお申出ください。

#### (1)「お申込みの撤回等の書面」の記入事項

・お申込みの撤回等をする旨の文言    ・証券番号    ・保険種類    ・申込者等の氏名(自署)  
 ・住所、電話番号    ・送金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人(※))

(※)口座名義人はご契約者と同一としてください。また、口座名義人名も省略せずご記入ください。

#### (2)「お申込みの撤回等の書面」の送付先

〒530-8573 大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB  
 FWD生命保険株式会社 総合サービスセンター

- 書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。

#### ■電磁的記録による場合

- FWD生命では、ホームページに専用のお申出フォーム(<https://customer.fwdlife.co.jp/seimei/cooling-off/>)を用意しておりますので、必要事項を入力・送信することによりお申出ください。

- 電磁的記録によるお申出の場合は、電磁的記録を発信した時(FWD生命ホームページでお申出いただいた場合は、必要事項を入力後、送信が完了した時)に効力を生じます。

## 3 告知について

ご契約の締結に際して、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

## 4 定率部分に適用される積立利率について

- 積立利率は原則として毎月1日と16日の月2回設定されます。
- 定率部分に適用される積立利率は、契約日における積立利率となります。
- 定率部分に適用される積立利率について、お申込みから契約日までの間にお申込み時点とは異なる積立利率が設定された場合、以下の点にご注意ください。
  - 契約日における積立利率が適用されます。
  - 以下の金額は、お申込みに際して交付した保険設計書の記載内容と異なる場合があります。契約日における積立利率に基づく保険設計書の再交付をご希望の場合は、総合サービスセンターまでご連絡ください。

・定率部分と運用実績連動部分の基本保険金額(割合)    ・積立金額    ・解約返戻金額    ・死亡給付金額  
 ・年金原資額    ・年金額

■なお、定率部分の積立金額は、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月日数に基づき計算する金額となります。

\*定率部分に適用される積立利率は、「保険証券」で確認ができます。

## 5 保障の開始(責任開始期)・契約日・特別勘定による運用を開始する日

### 責任開始期および契約日

■FWD生命は、次の時からご契約上の責任を開始します。なお、この保険では、FWD生命の責任が開始される日を契約日とします。

ご契約のお申込みを承諾した後に一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時
一時払保険料相当額を受け取った後にご契約のお申込みを承諾した場合	一時払保険料相当額を受け取った時

■保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

### 特別勘定による運用を開始する日

FWD生命は、次のいずれか遅い日(その日がFWD生命の営業日でないときは翌営業日)の翌日に、一時払保険料のうち運用実績連動部分に充当する金額を特別勘定に繰り入れ、その日から特別勘定による運用を開始します。(ユニット数の算出日は特別勘定による運用を開始する日となります。)

- ①申込日から起算して8日目の日
- ②FWD生命がご契約のお申込みを承諾した日
- ③契約日

## 6 年金・死亡給付金をお支払いできない場合

### 死亡給付金の免責事由に該当した場合

例：責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときや、ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき等

### 重大事由によりご契約が解除となった場合

ご契約者、被保険者、年金受取人、後継年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき等

### 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

### 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

## 7 ご契約内容等の確認制度について

FWD生命の社員またはFWD生命で委託した者が、ご契約のお申込み後、または給付金等のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。

## 8 解約返戻金について

- 解約返戻金は次の影響をうけます。
  - ①特別勘定の運用実績
  - ②市場価格調整
  - ③解約控除
- 解約返戻金の計算方法等、詳しくは[契約概要「7 解約返戻金について」](#)をご確認ください。

**!** 解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。(解約返戻金に最低保証はありません。)

## 9 生命保険募集人の権限について

- 生命保険募集人は、お客さまとFWD生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからのお申込みに対してFWD生命が承諾したときに有効に成立します。
- FWD生命委託の生命保険募集人がお客さまから現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。

## 10 生命保険会社が経営破綻した場合等

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- FWD生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

☎ 03-3286-2820      🕒 月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00-12:00、13:00-17:00      🌐 <https://www.seihohogo.jp/>

## 11 現在のご契約を解約・減額等して新たなご契約をお申込みになる際の留意事項

現在のご契約を解約・減額等して新たなご契約をお申込みになる場合、次の点でご契約者に不利益となることがあります。

- 現在のご契約についての留意事項**
  - **多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。**特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
  - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
  - 現在のご契約を解約・減額等した場合、新たなご契約の取扱いにかかわらず、いったん解約・減額等したご契約を元に戻すことができません。
- 新たなご契約についての留意事項**
  - 詐欺による取消しの規定等について、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
  - 現在のご契約のままであれば給付金等のお支払いができる場合であっても、新たなご契約では、責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき等、給付金等が支払われないことがあります。

## 12 特別勘定の廃止および特別勘定の廃止にともなう積立金の移転

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である指数連動債券が償還され運用対象として存続しなくなったとき等、特別な事情がある場合には、FWD生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2か月前までに、ご契約者にその旨をお知らせします。

## 13 特別勘定群について

- 「FWD円建一時払変額年金」と給付内容が同一で、選択いただける特別勘定群が異なる商品があります。
- 詳しくは、FWD生命ホームページ([fwdlife.co.jp](http://fwdlife.co.jp))または総合サービスセンターまでご照会ください。

## 14 特別勘定の特別取扱いについて

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害等の非常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができなくなったときは、お手続きの停止、延期および取消し等を行うことがあります。
- 詳しくは『[ご契約のしおり・約款](#)』をご確認ください。

## 15 ご相談・ご照会・苦情等の窓口

### FWD生命の窓口

ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターへご連絡ください。

FWD生命 総合サービスセンター

☎ 0120-211-901 (通話料無料)      🕒 月-金(祝日・年末年始を除く) 9:00-18:00

### 指定紛争解決機関

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス:<https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 16 給付金等のご請求について

- 給付金等の支払事由に該当した場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにFWD生命の総合サービスセンターにご連絡ください。
- 代理請求について
  - 被保険者と年金受取人が同一人である場合で、年金受取人が年金を請求できない特別な事情があるときは、被保険者の同意を得てあらかじめ指定代理請求人を指定することにより、指定代理請求人が請求を行うことができます。
  - **ご契約者は指定代理請求人の方に対し、「ご契約の内容」および「代理請求ができること」を必ずお伝えください。**
- ご住所等を変更された場合  
FWD生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、**ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずFWD生命にご連絡ください。**

## 17 税務の取扱い

ここに記載の税務のお取扱いは2025年3月1日現在のものです。法令改正等により税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士等の専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

\*所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご注意ください。

### ご契約時

お申込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人等のすべての受取人が、本人か配偶者またはその他の親族であること。
--------------	--

\*他の保険料控除の対象とはなりません。

\*保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

